平成30年度第２回基山町歴史まちづくり推進協議会会議録

|  |  |
| --- | --- |
| 会 議 名 | 平成30年度第２回基山町歴史まちづくり推進協議会 |
| 開催年月日 | 平成30年11月27日（火） |
| 開催場所 | 基山町役場　２階 ２０１・２０２会議室 |
| 開閉会日時 | 開　会 | ９時３０分 |
| 閉　会 | １１時２０分 |
| 委員の出席者並びに欠席者出席　９名欠席　３名 | 氏　　名 | 出・欠 | 氏　　名 | 出・欠 |
| 大森　洋子 | 出 | 園木　春義 | 欠 |
| 重藤　輝行 | 欠 | 山田　和彦 | 出 |
| 河上　信行 | 出 | 内山　正光 | 出 |
| 中島　恒次郎 | 出 | 福岡　啓功 | 出 |
| 田口　英信 | 出 | 江島　秀臣 | 欠 |
| 柴尾　弘敏 | 出 | 酒井　英良 | 出 |

※江島委員の代理として、佐賀県文化財課の古川係長が出席

※オブザーバーである国土交通省九州地方整備局は欠席

～９時３０分　開会～

（事務局）

定刻となりましたので、これより第２回基山町歴史まちづくり推進協議会を始めさせて頂く。

　　本日の会議は、委員12名のうち、重藤委員、園木委員、県文化財課長の江島委員の３名が欠席で９名出席なので、本協議会設置条例の規定により会議が成立していることを報告する。江島委員の代理として、佐賀県文化財課の古川係長に御出席頂いている。オブザーバの九州地方整備局については、欠席されている。

　　それでは、議事については、本協議会設置条例の規定により、大森会長に進行をお願いしたい。

（会長）

　　本会議は、国へ計画認定の申請する前の最後の会議になる。委員の皆さんには、忌憚の無いご意見をよろしくお願いしたい。まずは、議事に入る前に本協議会設置条例第7条の規定により、議事録署名人を指名いたします。内山委員にお願いしたいと思いますがよろしいか。（内山委員 了承）

　　では、議事に入るので計画案について事務局より説明をお願いしたい。

（事務局）

　　最初に、第１回協議会からの経過報告をしたい。

・３省庁（国土交通省・農林水産省・文化庁）の本町への現地視察が10月15、16日の２日間で行われた。

・計画案の内容協議については、メール等のやり取りで随時行いながら現在に至って

いる。

　　・11月５日からは、本計画案を公表し、パブリックコメント（意見募集）を実施して

いるところである。

　　それでは、計画案の主な修正点等を説明する。

　　まずは、序章から第1章までを説明する。

・４頁　委員一覧表のうち、自治体職員は人事異動等を考慮して役職名とした。

・５頁　計画策定の経緯では、表題の下に策定体制や経緯についての文章を追加する

とともに表中に10月1日以降の予定を含む経緯を追加した。

・20頁　前回の会議での意見を受けて大興善寺の紅葉の写真を追加した。

・32頁　ウ）現在の３段落目では、前回会議で売薬の関係で対馬藩との関係が書けな

いかという意見があったが、学術的な関連性が無く第２章での記載ができなかったため、ここで現在の対馬との交流事業を追記した。

・35頁　国指定文化財として田代売薬習俗を追加するよう国との協議で指摘を受けたため、指定文化財の指定状況、国指定文化財の指定状況の記載を修正した。

・42頁　11）でエミューを追加していたが、国との協議で未だ歴史性が薄いという指

　　　　摘を受けて削除することになった。

（会長）

　　前回からの経緯も踏まえて、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

　　特に無ければ、次の説明を。

（事務局）

　　第２章の説明をさせて頂く。

・48頁　【史跡石標】の文章中で、昭和29年から近年までの活動に関して、関屋土

塁・とうれぎ土塁に関する文章を補足した。

・65頁　基山（きざん）に関わる登山の活動の中で遠足以外の活動も追加した。

・66頁　草スキーの説明を括弧書きで補足説明した。

・73頁　前回会議において、荒穂神社の本殿以外の建造物（祭器庫、参籠殿、水神池）を追加できないかというご意見を踏まえて、祭器庫、参籠殿に関する記載を75頁にかけて追加した。水神池についてはここ数十年の継続的な活動が認められなかったため追加できなかった。

・75頁　78頁の御神幸祭に関する活動に西長野天満神社の記載をしていることから、

本神社を建造物としても追加した。

・79頁　今年の御神幸祭後に御仮殿で来年のしめ縄の材料となる稲藁の準備をすることを地元関係者からご教示頂いたので、【しめ縄打ち】のところに稲藁干しの文章と写真を追加した。

・84頁　お下りの際の潮振りの写真や文章、及び祭器庫での着替えの文章を追加した。

・88頁　参籠殿を建造物として追加記載したことに伴い、参籠殿での人々の様子を追

加した。

（会長）

　　ここまでの説明でご意見等があればお願いしたい。

（委員）

74、75頁の建造物は将来の補助の対象となるのか。

（事務局）

第７章で歴史的風致建造物の候補に挙げているもののうち、町が指定したものが補助

の対象となる。

（委員）

　　指定というのは、文化財の指定ではなく歴史的風致形成建造物としてなのか。

祭器庫も対象となるのか。壊したり新たに作り変えることが出来なくなるがそれは問題ないのか。

（事務局）

関係者の代表の方には祭器庫を歴史的風致形成建造物として取り扱うことで問題ないかと事前に話をしている。建造物の候補の段階では、特に規制等は生じないが、指定

を受けた段階で届出等の必要性が生じる。

（委員）

西長野天満神社は社殿と説明があったが、神社全体が対象となるのか、社殿が対象と

なるのか。

（事務局）

社殿が対象。

（委員）

西長野天満神社社殿と修正すべきでは。神社全体のエリアと受け取れる。

（会長）

歴史的風致形成建造物の候補に挙げることで、どのくらいの縛りがあるのか。

（事務局）

候補に挙げることでは特に縛りはない。指定し、公費を投入することで縛りが生じる。

（会長）

　　重要文化財級の縛りは無いということで良いのか。

（事務局）

　　そこまでの縛りは無い。

（会長）

水神池を外した理由が「活動がない」ということであったが、どの程度の活動が必要

なのか。清掃活動でもよいのではないか。

（委員）

元旦にお参り、2月15日の神事等年6回行われるが、その前後では周辺住民は常に神

社を清掃している。水神池も同じ。

（事務局）

日常の清掃活動ではなく、御神幸祭での活動が必要とされている。前回の会議の際に

は、祭の時に獅子が水浴びをするという話を聞いたが、関係者への聞き取りでは、現在までの50年の活動には結びつかなかった。

（委員）

認定をされると、氏子たちの間で建て替えや修理が自由にできなくなるのか。

（事務局）

歴史的風致形成建造物の候補の段階では特に縛りはないが、指定を受けた以降で現状

を変更する場合は協議をして頂くことになる。ただし、風致を維持するための修理であれば国と町の補助が出る。国と町併せて3分の2の補助が出る。

（委員）

除却もできるのか。

（副会長）

歴史的風致を阻害しているものについては除却の補助は出る。文化財と歴史的風致形

成建造物との違いは、文化財では昔と全く同じ素材で修復しなければならないが、歴史

的風致形成建造物ではそこまで厳しくない。指定されると取り扱いが縛られるというイ

メージがあるが、本事業による修理であれば、補助の対象とすることができる。

（委員）

荒穂神社は御神幸祭に対する補助しか出ないのか。例えば夏越し祭の際の補助も出る

のか。

（事務局）

歴史的風致形成建造物であれば、御神幸祭に関わらず指定されれば補助対象である。

芸能については御神幸祭が対象。

（会長）

　　ほかに無ければ次の説明を。

（事務局）

・94頁　【きやぶ天保八十八ヶ所巡り】の「きやぶ」の説明を追加した。

・109頁　大興善寺の風致で、つつじとのかかわりで駅から大興善寺までの風致を補足するよう国からの助言があり。戦後直後から臨時バスが出ており、沿道にもつつじが多く見られる等といった内容の文章で追加修正を行った。

・115頁　契山伝説に関わる八龍天神社を建造物として記載したことに伴い、関係する町並みとして仁蓮寺集落を追記した。

・128、129頁　木山口の酒造りに関する建造物の記載で【松隈家住宅】、【小森家住宅】

を国協議で具体的に記載するべきとの指摘を受け【松隈酒造場主屋】、【基山商店主屋 酒造蔵　精米所】と修正した。

・130、141頁　前回会議で、木山口町の町並み等の写真が不足しているとの指摘を受

け写真を追加した。

・157頁　ホンゲンギョウの活動がどこで行われているのかが解りやすいように160

頁にかけて修正した。

（会長）

　　説明について、ご質問・ご意見をお願いしたい。

（委員）

109頁に出てくるラジウム温泉は、歴史あるものなのでもう少し取り上げてもいいの

では。

（事務局）

歴史的風致としては難しかったので、観光の部分で紹介している。

（会長）

　　ほかに無いようであれば、次の説明を。

（事務局）

　　第３章の説明をさせて頂く。

・163頁　前回会議の指摘を踏まえて建造物の保存・活用に関する課題について追記した。

・175頁　将来に向けた活用について追記した。周辺環境の保全については、便益施設、駐車場に関して追記した。

（会長）

　　説明に対するご意見・ご質問は無いか。

（委員）

163頁のどこを追記したのか。活用できないと書かれており、活用については記載されていない。

（事務局）

11行目以降を追記している。ここは課題を書くところなので、ご指摘のとおり活用で

きていないという現状を課題として記載している。

（委員）

活用に関する課題が書けないのであれば、タイトルを変更していいのではないか。

（会長）

　　活用に関する課題については、事務局で検討してもらいたい。

（委員）

175頁（１）の6行目の指定は誰が行うのか。

（事務局）

　　所有者の同意のもと、町で指定する。

（委員）

175頁（２）で樹木の繁茂が歴史的風致を阻害するものであるものであれば杉林も入るのか。杉林のせいで大宰府政庁が見えなくなっているのではないか。

（事務局）

基肄城から福岡県側の範囲は民有地であるため、歴まち事業の対象範囲外となる。基

肄城跡保存整備事業で今後検討すべきものになると思う。

（委員）

基肄城内の米倉等も山頂から見えないが、これはどう考えるのか。

（事務局）

（２）２行目以降で「景観を阻害している樹木の間伐や工作物の撤去・移設・修景」

という様に修正を検討する。

（委員）

そもそも樹木も景観を阻害しているものに該当するのか。

（会長）

樹木についても該当するものもある。

　　ほかに無ければ、第４章の説明を。

（事務局）

180、181頁とＡ４両面の概要版を参照して頂きたい。前回会議で説明した範囲から若干の修正がある。出来る限り長崎街道を取り入れるため、白坂地区まで範囲を広げるためにけやき台団地の下のラインを少し北側に拡げた。もう１点は、基山駅から大興善寺へ向かうルートのうち、バイパス（県道17号久留米基山筑紫野線）から東側を県道小倉小松線のラインに合わせたが、バイパスから西側では、園部宝満神社を範囲に含めている。

おそらく今回、概要版に示している重点区域で国の認定を受けることができると考え

　ている。

（会長）

　　ご質問・ご意見をお願いする。

（委員）

181頁のタイトルである「重点区域の区域」は文言がおかしいのでは。

（事務局）

国のフォーマットを確認する。

（委員）

179頁で、名称は「重点区域（仮）」となっているが、図中では「重点区域案」となっている。

（事務局）

今後統一して修正する。

（会長）

本日配布のＡ４両面の概要版に示されている区域で申請するのか。

（事務局）

これで申請できると思う。

（会長）

　　次の第５章の説明を。

（事務局）

　　国からは特に修正の指摘なし。

（委員）

189頁の１）で「必要に応じて個別に・・・取り組んでいく。」とあるが、歴史的風致形成建造物に指定すれば補助金も活用できるというので、町としては文化財として指定する気があるのか。

190頁の５）の「耐震補強工事」を「構造補強工事」とすべきである。また、６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針で「文化遺産」という文言が突然出てくるのが気になるので用語の統一をすべきである。

（会長）

文化遺産、指定文化財、文化財等の用語の取り扱いをはっきりすべきである。

（事務局）

用語の使い分けについては１頁に記載している。指定文化財については、町の指定文化財を増やすことで町民の意識を高めることができると考えているので、今後増やしていきたいと考えている。

（会長）

　　ここでは、文化遺産、文化財という用語についてきちんと書き分けているということ

か。

（事務局）

　　文中の表現等で解りにくいところは、今後検討したい。

（会長）

　　今後、町や県の文化財指定についても検討してもらいたい。

　　ほかに無ければ、次の説明を。

（事務局）

　　第６章、第７章の説明をさせて頂きたい。

195頁から次項で25事業を挙げさせて頂いている。前回の会議からは一部名称を調整しているくらいで内容的な変更はないが、図中の表現や文章表現等で調整を行っている。

197頁以降の事業概要では、事業手法（国の支援事業の名称等）については国の支援事業が決定していない段階では記載しないこととなっているという国からの指摘により修正した。

220頁からの歴史的風致形成建造物の候補の一覧表では、前回16候補であったが、細分化等の見直しにより25候補とした。

（会長）

　　それでは、ご意見・ご質問を。

（委員）

197頁の事業手法で「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」とあるが、これも補助事業なのでは。

（事務局）

実施の段階では、国庫補助事業として協議していくが、現段階では、すべて町単独費

に修正する。

（委員）

204頁の大興善寺（宗教施設）に公費をつぎ込む法的根拠等があるのか。

（事務局）

歴史的風致形成建造物に該当するという前提である。国のルールで、認定前で補助金に関する協議が終了していない状況であるため「町単独費」とするよう指示されている。

（委員）

220頁に長崎街道とあるが、町内すべての長崎街道という理解でよいのか。

（事務局）

補助事業の対象区域としては重点区域内の長崎街道であると理解するが、歴史的風致形成建造物としての指定が重点区域外までできるのか国に確認する。

（委員）

同じ長崎街道であるのに、区域内だけ整備し、区域外は整備しないというのはおかし

いのではないか。

（会長）

それはこの歴まち事業の制度上で決まっていること。重点区域内は国の補助が活用できるが、区域外の長崎街道の整備については、他の方法で整備を検討することになると思う。

歴史的風致形成建造物の候補は今後増えるのか。増える場合は随時増やすことができ

るのか。

（事務局）

今後増えることもあると思う。増やす場合は計画変更のうえ国の認定が必要になる。

本計画認定後は、この歴史的風致形成建造物の候補一覧表の中から、所有者や管理者等と協議のうえ町の方で必要に応じて指定を行っていきたいと考えている。

（会長）

　　次に第８章についての説明を。

（事務局）

　　第８章については、変更点は無い。

（会長）

　　第８章あるいは、全体的にご意見等があればお願いしたい。

（副会長）

歴史的風致形成建造物の候補で、ここはふさわしくないというようなものがあるなら

ばこの段階でご意見を頂きたい。

（委員）

候補に挙げる際に所有者に説明しているのであれば、今この段階で候補から外して良

いのか。

（事務局）

パブリックコメントや協議会での意見を受けて、候補に挙げるべきではないという話になれば、所有者に理由を伝えて外すこともあると考えている。

（委員）

個人宅には話しているかと思うが、それ以外には候補に挙げると除却等が難しくなる

旨きちんと伝えているのか。

（事務局）

候補の段階では特に縛りはないと伝えている。ただし、指定になった場合は届出や協

議が必要なことは伝えている。

（委員）

222頁住吉神社は相当の被害を受けているが、対象となるのか。

（事務局）

文化財事業としては対応が難しいので、本計画の対象事業として補助ができないか協

議し、地元に話をしている。

（委員）

個人宅を修繕する場合は、何か活用しなければならないのか。

（事務局）

補助金を使って修繕した場合は、所有者等と協議のうえ補助事業の対象として修繕した部分について公開する必要がある。

（委員）

今回の歴まち計画に内信心等が含まれていないのはなぜか。

（副会長）

計画策定のために聞き取り調査をした際にも掲載すること自体に難色を示された経

緯がある。

（委員）

歴史的風致形成建造物の候補に長良屋の天本家住宅は含まれないのか。現段階で含め

るべきではないか。

（事務局）

検討のうえ所有者に協議する。

（会長）

　　ほかに無いようでしたら、次の説明を。

（事務局）

　　今後のスケジュールについて説明したい。

11月５日から12月５日まで、パブリックコメントを実施中であり、現在までのとこ

ろ意見等の提出は無い。

本計画案の調整については、本協議会、文化財保護審議会、パブリックコメント、国との協議を踏まえながら12月上旬までに実施し、12月中旬に国への認定申請を行いたい。

次回の協議会は認定の報告と次年度の事業計画の説明という内容で2月下旬を予定し

ている。日程については、後日事務局から調整する。

（会長）

　　これに対しての質問等は無いか。

　　その他で、何かあるか。なければ、事務局に進行を渡す。

（事務局）

　　今後とも、ご協力をお願いしたい。

　　これで、終了する。

～１１時２０分　閉会～